

新宿区認証保育所運営費補助金取扱要領

令和4年3月29日 3新子指給第5343号 子ども家庭部長決定

(目的)

第1条 この要領は、新宿区認証保育所運営費等補助要綱（14新福保第17号部長決定）（以下「運営費要綱」という。）別表に規定する運営費に係る補助金（以下「運営費補助金」という。）における加算項目の申請等に関する取扱いを定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この要領は、新宿区内に設置された認証保育所を対象とする。なお、新宿区外に設置された認証保育所に対する加算項目の適用については、認証保育所が所在する区市町村における加算項目の適用状況に応じて行うものとする。

(加算項目の申請)

第3条 認証保育所の設置者は、以下の加算項目を申請する場合は、次の各号の区分に応じ、それぞれ新宿区長（以下「区長」という。）が別に指定する日までに、当該各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

(1) 三歳児配置改善加算

次のアからエまでに掲げる書類

ア 新宿区認証保育所事業実施要綱（14新福保第16号部長決定）（以下「実施要綱」という。）第3条第3項第1号に規定する新宿区認証保育所職員名簿

イ 実施要綱第3条第3項第2号に規定する三歳児配置改善加算確認表

ウ 次の職員に関する書類。なお、すでに当該書類を提出している場合において、その内容に変更がないときは、その提出を省略することができる。

① 同号アに記載する職員の履歴書の写し、雇用契約書の写し

② 同号アに記載する職員で有資格職員の資格証の写し

エ その他区長が必要と認める書類

(2) 減価償却費加算

次のア及びイに掲げる書類

ア 新宿区認証保育所運営費補助金に係る減価償却費加算申請書（第1号様式）

イ その他区長が必要と認める書類

(3) 賃借料加算

次のアからウまでに掲げる書類

ア 新宿区認証保育所運営費補助金に係る賃借料加算申請書（第2号様式）

イ 賃貸借契約書の写し

ウ その他区長が必要と認める書類

(4) 技能・経験に着目した加算

次のアからオまでに掲げる書類

- ア 新宿区認証保育所運営費補助金に係る技能・経験に着目した加算の賃金改善計画書の提出について（第3号様式）
- イ 技能・経験に着目した加算賃金改善計画書（第3号様式の2）
- ウ 当該施設における職層が確認できる書類の写し
- エ 対象職員に対して発令や職務命令を行ったことがわかる書類（辞令等）の写し
- オ その他区長が必要と認める書類

（加算項目の適用）

第4条 区長は、認証保育所の設置者より第3条第1号から第3号の加算申請に伴う必要書類の提出があったときは第4号様式、同条第4号の加算申請に伴う必要書類の提出があったときは第5号様式により、認証保育所の設置者に加算項目の適用について通知するものとする。

なお、加算項目の適用は、運営費要綱別表及び別紙「技能・経験に着目した加算について」で定めるところによる。

（実績報告（技能・経験に着目した加算））

第5条 技能・経験に着目した加算の適用を受けた認証保育所の設置者は、運営費要綱第10条に基づく実績報告に加え、区長が別に定める日までに、次の各号に掲げる書類を区長に提出することにより、実績報告を行うものとする。

- (1) 新宿区認証保育所運営費補助金に係る技能・経験に着目した加算の実績報告について（第6号様式）
- (2) 技能・経験に着目した加算賃金改善実績報告書（第6号様式の2）
- (3) その他区長が必要と認める書類

附 則（令和4年3月29日付け 3新子指給第5343号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。